

さいたま市区長会議設置要綱

(設置)

第1条 区行政について、区役所相互及び区役所と局等（さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に掲げる市長公室、都市戦略本部及び局並びに消防局、出納室、水道局及び行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）の連絡調整、意見交換等を行い、もって区行政の円滑な運営を図るため、区長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(主宰及び構成)

第2条 会議は、市民局を担任する副市長（以下「担任副市長」という。）が主宰する。

2 会議は、担任副市長、市民局長及び区長をもって構成する。

3 担任副市長に事故があるときは、市民局長がその職務を代理する。

4 担任副市長は、必要があると認めるときは、会議に係る局等の長その他の職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 会議は、毎月第1月曜日に開催する。ただし、担任副市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(付議手続)

第4条 区長又は局等の長は、会議に付議すべき事項がある場合は、その件名及び要点を会議が開催される日の11開庁日前までに市民局長に通知しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民局区政推進部において処理する。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。